

公開型 GIS 導入・運用業務

事業者選定基準

令和 7 年 6 月

総務部総務課デジタル推進室

第1 事業者選定の概要

1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式とする。

優先交渉権者の選定は、図1に示すとおり、資格審査と提案審査（基礎審査と総合審査で構成）により行う。詳細は「第2 審査手順」を参照のこと。

総合審査では、葉山町（以下「当町」という。）と「公開型GIS導入・運用業務評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が、資格審査通過者から提出された提案内容の審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

2 評価委員会の構成

評価委員会は、次の7人の委員により構成される。

委員長	総務部長
委員	都市経済部長
委員	総務課長兼デジタル推進室長
委員	防災安全課長
委員	下水道課長
委員	都市計画課長
委員	道路河川課長

3 プレゼンテーションの実施

当町及び評価委員会が提案内容の確認のために行う基礎審査を通過した者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

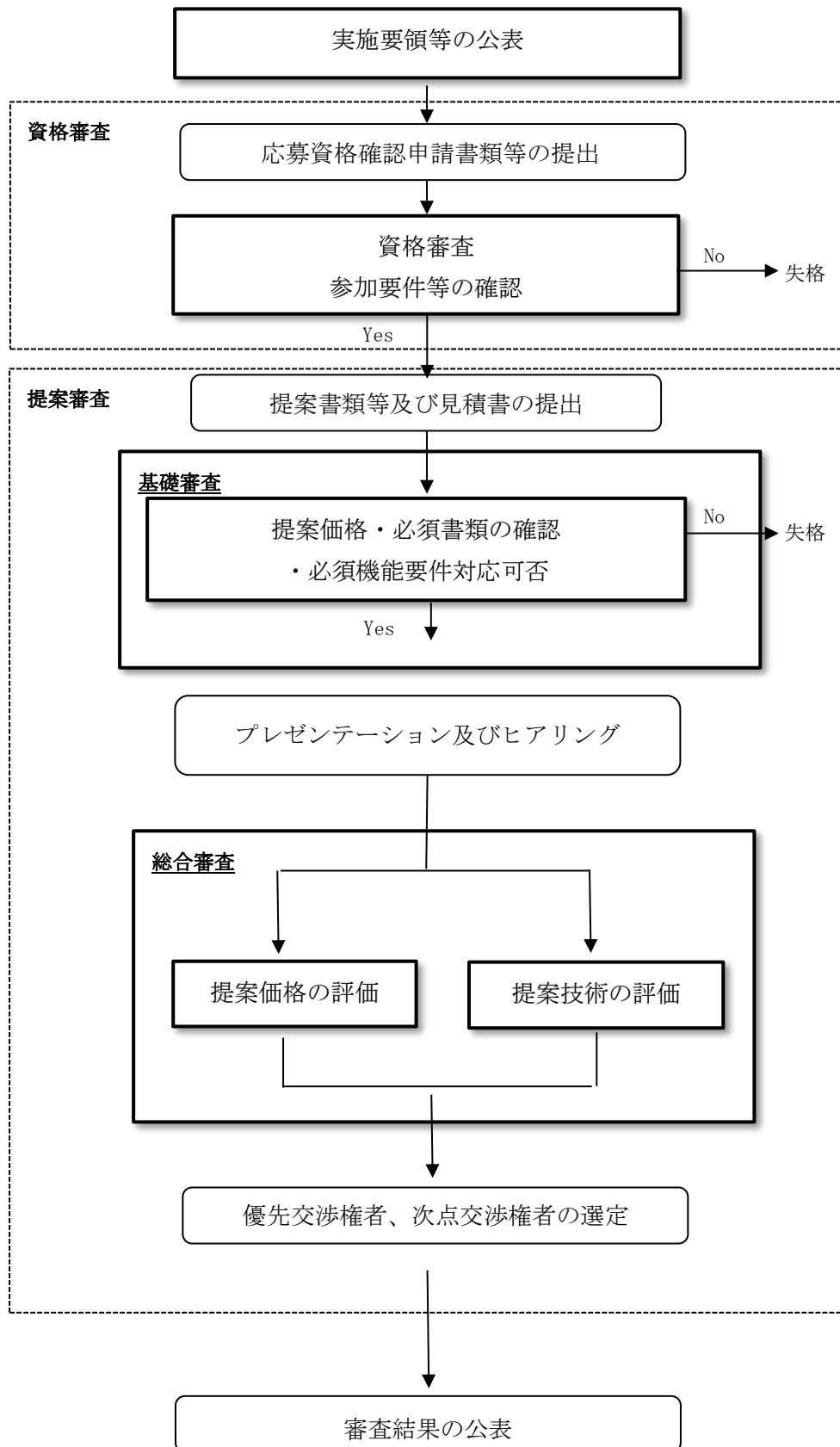


図1 優先交渉権者選定までの流れ

第2 審査手順

全ての応募者に対して資格審査を行い、資格審査を通過した者に対して提案審査を行う。

1 資格審査

当町は、応募資格確認申請書類等（公開型 GIS 導入・運用業務提案書類等作成要領●提出書類一覧（以下「作成要領」という。）2）をもとに、実施要領等で示した参加資格要件についての資格審査を行う。応募資格確認申請書類等の様式については、様式集を参照すること。

2 提案審査

（1）基礎審査

ア 提案価格の確認

当町は、資格審査通過者が提出した提案価格が上限価格を超えていないか確認し、上限価格を超えている場合、失格とする。

イ 基礎的事項の確認

当町は、資格審査通過者の提案書類等（作成要領 3）及び見積書（作成要領 4）が全て揃っており、必要事項が記載されていることの確認を行う。

ウ 必須機能要件対応可否の確認

公開型 GIS 導入・運用業務については、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の採択を受けた事業であり、その実施にあたっては国のモデル仕様書を活用する必要があり、機能要件等について必須要件が定められている。そのため、デジタル地方創生モデル仕様書に準拠した仕様をもとに実施することから、提案書類等（作成要領 3）のうち様式 4 機能要件確認書にて必須とされた要件に対に対応できないことが確認できた場合、失格とする。

（2）総合審査

当町及び評価委員会は、基礎審査を通過した者の提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合審査を行う。なお、総合審査に先立ち、提案書類の理解を深めるために、評価委員会から提案者宛てに、質問書を提出する場合がある。提案者は、質問書に対し、期日までに回答すること。質問書の回答期日は、プレゼンテーション及びヒアリング実施前とする。

ア 提案技術の評価項目と評価の視点

総合審査は、提案価格の評価（1人当たり10点満点）と提案技術の評価（1人当たり90点満点）で構成され、提案価格の評価は当町が行い、5人の評価委員それぞれがその点数を付けたものとみなし、提案技術の評価は評価委員が評価項目※毎に行う。その後、提案価格と提案技術の評価結果の点数の合計（500点満点）から総合審査の評価点を算出し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

※評価項目は、別紙に示す評価シートのとおりとする。

イ 提案内容の採点基準

提案内容の評価は、上記の評価項目について、次に示す 4 段階により評価し、採点基準に従い得点を採点する。

表 1 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	当該評価項目において、特に優れている。	配点×1.00
B	当該評価項目において、優れている。	配点×0.75
C	当該評価項目において、標準的な水準である。	配点×0.50
D	当該評価項目において、内容が不十分である。	配点×0.00

ウ 提案価格の評価

提案価格（導入費用額及びシステム利用額の合計）が最も低い提案者に対し、満点（10 点）を付与する。その他の提案者については、次の算定式で算出した点数を評価点として付与する。

$\text{提案価格の評価点} = \text{配点 (10 点)} \times \frac{\text{最低の提案価格}}{\text{提案価格}}$
--

小数点以下は切り上げとするが、切り上げた結果同点となった場合、提案価格の低い順に 1 点ずつ評価点が高くなるよう調整する。

（例）

提案者	算定式の結果	実際の評価点
A	8 点	7 点
B	8.421052…点	8 点
C	8.888888…点	9 点
D	10 点	10 点

（３）総合審査、評価点の算出及び優先交渉権者の選定

評価委員会は、５人の委員の提案技術の評価点（１人当たり 90 点満点）と提案価格の評価点（１人当たり 10 点満点）の合計により、総合審査の評価点（500 点満点）を算出し、総合審査の評価点が 300 点以上であったもののうち、最も点数が高い提案者を優先交渉権者として選定するとともに、次に得点の高い提案を行った提案者を次点交渉権者として選定する。

なお、総合審査の評価点が最も高い提案者が複数ある場合には、提案技術の評価点の高い者を選定する。総合評価点及び提案技術の評価点が同点の場合は、評価委員会の多数決をもって決定する。

総合審査に進んだ提案者が辞退等の結果 1 者となった場合には、当該提案者から提出された提案価格及び提案技術を評価し、総合審査の評価点（500 点満点）を算出し、300 点以上であれば、当該提案者を優先交渉権者として選定する。

第 3 優先交渉権者の決定

当町は、評価委員会の審査結果をふまえ、優先交渉権者を決定し、審査結果を資格審査通過者に通知するとともに、町ホームページで公表する。

その後、当町と優先交渉権者は事業契約の締結に向けて協議を行い、事業契約の締結後に優先交渉権者は事業者となる。